2　特定機能病院の管理者は、適切に病院の管理及び運営を行うために、前項で定める事項を法第十六条の三第二項の規定に基づく合議体で審議し、審議の概要を従業者に周知しなければならない。

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ・ロ　（略）

ハ　第九条の二十の二第一項第一号、第三号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項を行うこと。

ニ　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

(1)　第九条の二十の二第一項第一号及び第三号から第十号まで並びにホ及びヘに掲げる事項に関する事項

(2)　ホに規定する監査委員会から、ホ(4)(ii)の意見の表明があつた場合における当該意見に関する事項

(3)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者が連携及び協働して医療を提供するために必要な知識及び技能であつて、高度の医療を提供するために必要なものに関する事項

ホ　次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。

(1)　委員の数は三人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない者から選任すること。

(2)　(1)に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(i)　医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

(ii)　医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(i)に掲げる者を除く。）

(3)　年に二回以上開催すること。

(4)　次に掲げる業務を行うこと。

(i)　医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(ii)　必要に応じ、当該病院の開設者又は管理者に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。

(iii)　(i)及び(ii)に掲げる業務について、その結果を公表すること。

ヘ　開設者と協議の上、次に掲げるところにより、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供を受け付けるための窓口を設置すること。

(1)　当該窓口に提供する情報の範囲、情報提供を行つた個人を識別することができないようにするための方策その他窓口の設置に関し必要な事項を定めること。

(2)　当該窓口及びその使用方法について従業者に周知すること。

五～八　（略）

2　事故等報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　事故等事案が発生した日時、場所及び診療科名

二　性別、年齢、病名その他の事故等事案に係る患者に関する情報

三　職種その他の事故等事案に係る医療関係者に関する情報

四　事故等事案の内容に関する情報

五　前各号に掲げるもののほか、事故等事案に関し必要な情報

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ・ロ　（略）

ハ　第九条の二十三第一項第一号、第三号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項を行うこと。

（新設）

（新設）

五～八　（略）